

道路占用許可申請書
協 議

新 規	更 新	変 更	年 月 日
--------	--------	--------	-------

中野区長あて

年 月 日

〒

住所

氏名

担当者

TEL

E-mail

道路法第32条第35条の規定により許可を申請
協 議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から	間	占用物件の構造
	年 月 日まで		
工事の期間	年 月 日から	間	工事実施の方法
	年 月 日まで		
道路の復旧方法		添付書類	
備考			

記載要領

- 「許可申請協 議」、「第32条 及び 「許可を申請協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|--------|--------|--------|
| 新
規 | 更
新 | 変
更 |
|--------|--------|--------|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用許可申請書 写
協 議

新 更 変
規 新 更
年 月 日

年 月 日

〒

申請者
協議者 住所

氏名

担当者

TEL

E-mail

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	年 月 日から	間	占用物件の構造
	年 月 日まで		
工事の期間	年 月 日から	間	工事実施の方法
	年 月 日まで		
道路の復旧方法			添付書類

上記の申請協議については、別添の条件を附して許可回答する。						中都管占第 号		
決定権者	係長	公印取扱者		担当内調整	事務担当者	起案	年 月 日	
						決定	年 月 日	
						施行	年 月 日	
根拠法規	法第 条第 項第 号、施行令第7条第 号、占用許可基準（第 条）該当							
占用料計算表	数量	m ² m ³	単価	年額 月額 円	期間	年 月 日から 年 月 日まで	該当年度 月 日	
	減免の根拠				減免単価・減免率 計算式			
	<input type="checkbox"/> 減免該当なし <input type="checkbox"/> 条例第3条第 号 (別表) - () - () 該当 <input type="checkbox"/> 条例 別表備考第8該当 <input type="checkbox"/> 道路法第39条ただし書き該当				減免率	減免後単価		
					—	円	当該年度免除金額	円
							当該年度徴収金額	円
所轄警察署の意見欄						分類事項	道路	
						保存年限	年	
						備考		
年 月 日						警察署		

道路占用許可申請書 写
協 議

新 更 変
規 新 更

年 月 日

年 月 日

〒

申請者 住所
協議者

氏名

担当者

TEL

E-mail

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施 の 方法
道路の 復旧方法		添付書類	

道路占用許可書 回答書

中都管占第 号

申請者 住所
協議者 氏名

年 月 日付で申請協 議 のあった道路占用 () については、
道路法第 32 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり 許 可 答 復 します。

年 月 日

中野区長

記

- 1 占用の目的、占用の場所、占用物件、道路の復旧方法、占用物件の構造、
工事実施の方法は、上記のとおり。
- 2 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 工事の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 占用料金 円
(年度分。別途発行する納入通知書により納入のこと。)
年度以降の占用料金は、毎年度決定し通知します。
- 5 条 件 別途記載のとおり。